

令和5年第7回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年6月5日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時20分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之(欠席)
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高畠 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
6番 上垣内 保之

6. 議事録署名者
16番 山縣 由明 17番 吉田 米治

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 特定農地の貸付けの承認申請について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について

(8) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

(1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

(3) 非農地証明申請の専決処理について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について

(5) 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況の確認について

・その他

(1) 農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

(2) 家族経営協定調印式（報告）について

(3) 令和5年度第2回地区協議会の日程について

(4) 令和5年6月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和5年第7回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。青年等就農計画、佐伯区湯来地区林谷推進委員です。よろしくお願いたします。なお、農業経営改善計画の佐伯区湯来地区、加藤推進委員は欠席です。

本日の欠席は、6番、上垣内委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、本日の議事録署名者を指名します。16番、山縣委員、17番、吉田委員です。お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、12件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請12件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、3番、4番、6番、8番、9番及び12番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

2番は、持分30分の4を持つ譲受人が耕作している農地を、遺言に基づき持分30分の9の特定遺贈を受けるものです。譲渡人は平成19年に亡くなられていましたが、許可後の持分相当面積が下限面積を下まわることから3条許可申請ができなかったものです。下限面積の廃止により本申請を行い、今後は譲受人へ所有権を集約していくものです。

5番は、申請地付近の古民家と申請地を取得し、新規就農するもので、キュウリ、トマトを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

7番は、大崎上島の実家で果樹栽培の経験がある譲受人が、申請地を取得し、新規就農するもので、カボス、ユズを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

10番は、申請地の近隣に住む譲受人が申請地を取得し、新規就農するもので、ナス、キュウリを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

11番は、遠方に住む弟の農地を取得し新規就農するもので、トマト、ナス、キュウリ、タマネギ、イチジク、ウメを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。5月16日に事務局職員と現地確認しました。鍛冶山委員は、後日確認されています。

申請地近隣に居住している譲受人が、以前今回の申請地そばの農地を取得されましたが、この度は経営規模拡大のため、申請地を取得されるものです。現地はきちんと管理され、水稻、野菜等作付けの準備をされていました。問題ないと思います。

議 長

2番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番、鍛冶山です。去る5月25日に事務局職員と現地確認しました。山本委員は、別の日に調査されております。

事務局より説明があったように、持分30分の9を特定遺贈ということで、きちんと稲も作っており、また、イチジクもきちんと管理されていたので、問題ございません。

議 長

3番は、私の担当ですので、説明します。

5月16日に、溝口委員が先に調査され、私は5月23日に現地調査しました。現地は段々畑でありまして、その2段を購入するもので、適切に管理されています。

4番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。4番について説明します。5月17日に己斐委員、事務局職員2名と現地確認しました。現在申請地は譲受人が管理をし、作物が作付けされていました。譲渡人は、高齢で今後の管理ができないため、譲受人に所有権を移転するというものです。申請地はきれいに管理され、鳥獣害対策もされており、この申請は問題ないと思います。

議 長

5番、6番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。5番、6番は、5月17日に私と岩重委員と事務局職員2

名で現地調査しました。

5番について、譲渡人は、相続で申請地を取得しましたが、地区外に居住し、耕作が困難なために、譲受人に所有権移転するものです。譲受人は住宅の購入に際して、隣接地の申請地を家庭菜園として利用するものです。申請地は保全管理されており、耕作を行なえる状況でした。営農計画書も添付されており、問題はありません。

続いて6番も、譲渡人が相続で申請地を取得しましたが、遠方で耕作が出来ないため、譲受人に譲り渡すものです。譲受人は住居に近く、利便性が良いことから、譲り受けることにしました。申請地は、ウメとカキが植えてあり、野菜等も作付けされ管理されていました。問題はありません。

議 長

7番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。5月17日に船木委員、事務局職員2名と現地調査を行っております。7番の案件、譲受人は、地元で果樹栽培の経験があり、新規就農となっていますが、問題はないと思います。

議 長

8番から10番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。5月17日水曜日に谷口委員、事務局職員で現地調査を行いました。

8番及び9番の譲渡人は同じ方で、自宅が安佐南区にあり、通いながら農業をするのはこの先困難になるため、申請地の近所にお住まいの譲受人に所有権移転するものです。8番、9番の譲受人は規模拡大の意向があり、利便性が良いため譲り受けるもので、問題はありません。

10番の譲受人は新規の方ですが、今まで家庭菜園をされており、申請地も住居の近くにあるので、問題はありません。

議 長

11番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。11番は、5月16日に私と河野委員、事務局職員2名で現地調査をしました。申請地は畑として管理されています。譲渡人は遠隔地に住んでいるため、耕作が困難であり、申請地の近くに住む、兄である譲受人が新規就農し、野菜及び果樹を栽培するため、所有権移転するものです。申請

地には、既に野菜、果樹等が植えられており、栽培意欲は十分と認められます。排水及び周辺農地等に影響はないと思われるため、許可相当と認めます。

議 長

12番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。12番は、4月19日に事務局職員2名と奥田委員にて現地調査を行っております。譲受人は、譲渡人の田畑13筆と、別途住宅も同時に取得すると聞いています。理由は、事務局説明のとおり、経営規模拡大のため、異論はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、12件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を資材・砕石・土砂置場として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。この案件は、申請地が既に転用の目的に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。この案件は本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番は5月16日に私と河野委員、事務局職員2名で現地調査しました。申請地は、盛土して整地され、雑種地となっていました。申請人は、資材、碎石、土砂置場に転用するものです。申請地は周辺を公衆用道路に囲まれており、排水にも問題はなく、周辺の農地等に被害は生じないと思われるため、許可相当と認めます。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について3件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の3件について、説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、土地区画整理事業施行地区内の仮換地された申請地を譲り受け、住宅を建築しようとするものです。当該申請地は換地登記されていない状況であるため、従前地番及び仮換地後の街区番号、画地番号での申請となっています。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を借り受け、近接する自宅で経営する古民家カフェの来客用駐車場として利用しようとするものです。

3番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請地は、2番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転

用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

2番の案件は、平成16年度から21年度にかけて実施された基盤整備促進事業区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。

本案件は、本総会で承認されますと農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番担当の上垣内委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

上垣内委員から意見を預かっていますので、事務局から報告いたします。5月23日火曜日に事務局職員2名と現地を調査いたしました。仮換地後の申請地は住宅用地として整備された区画の1つであり、宅地としての利用は確実であると認められるため、問題はないと思います。

議 長

2番、岩重委員。

岩重委員

8番、岩重です。2番について説明します。5月17日に事務局職員2名と現地を確認しました。周辺農地への影響もないと思われます。

議 長

3番、沼田委員。

沼田委員

12番、沼田です。3番、太陽光発電に転用される案件です。5月17日に事務局職員と現地を調査いたしました。近隣農地にも影響がないものと思われますので問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

沼田委員

1番は市街化調整区域に譲受人が家を建てるということですよ。仮換地というのがよく分からないので、どういう場合に、調整区域に家が建つのか、もう一度教えていただきたいと思います。

議 長

説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

1番について説明します。1番の区域は市街化調整区域ですが、仮換地の使用収益の開始という通知が土地区画整理組合の方から出ておりました、必ず換地後は住宅で使うということが確定していますので、市街化調整区域でも出来るということです。いずれ市街化区域になるのですが、それを待って本来はやれば良いのですが、仮換地の使用収益の開始という通知が出ていますので、申請人としては早くやりたいということで、今回申請となったものです。

沼田委員

仮換地とはどのようなものなのか。詳しく教えてもらいたいのですが。

事務局（平木主幹）

仮換地は、〇〇土地区画整理事業施行地区内の、地番はまだ付いていない1街区1画地ということで、換地がこれからされるということで、いずれ地番はついてくるものです。今の状態が仮換地です。

沼田委員

調整区域に本来宅地造成はできませんよね。それを、仮換地という手法を使えば、できるということですか。

事務局（平木主幹）

そうです。

沼田委員

仮換地というのは、どこかと土地を換えるのですか。

事務局（平木主幹）

従前地番は3筆ですが、これが換地されると、また違う地番が付くのですが、今は仮換地の状態です。この土地区画整理組合から使用して良いという通知が出ているので、今回申請になったものです。市街化調整区域なのですが、家が建てられるということなので申請が出されたということです。

沼田委員

調整区域ではなくなるということですか。

事務局（平木主幹）

これから市街化区域になります。今はまだ市街化調整区域なのですが、ここについては、いずれ市街化区域になります。

沼田委員

市街化区域になる前に、農業委員会は許可を出しても良いということなのですか。

事務局（平木主幹）

そうです。できるので、今回申請になったものです。以前も〇〇でこのようなケースがあったと思います。出来るのであれば、申請者の方は早くやりたいので、まだ市街化調整区域ですが、申請されたものです。

沼田委員

申請をすれば、調整区域に仮換地とかいう申請をすれば、調整区域に家は建つという認識でよろしいですか。

吉田委員

〇〇土地区画整理事業の仮換地ですから、その事業が無い限り仮換地はない。

事務局（平木主幹）

そうです。〇〇土地区画整理事業という区画整理の組合があって、できることなのですが、次回詳しい説明をします。

議 長

要するに、土地区画整理事業を行うからできるということですね。これがないとできないけど、これがあるから換地ができる。

事務局（平木主幹）

来月よく分かるような説明をさせていただきます。

沼田委員

ありがとうございます。

議 長

今の件は次回詳しく説明するという事なので、それでよろしいでしょうか。それでは、その他ご意見ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、3件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業を行うと認められるか、③申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回、1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。

なお、税務署への申告期限が本年4月29日となっており、相続人は申告期限までに所轄の税務署に概算申告を行っており、農業委員会の適格者証明書を事後添付することについて、税務署の了解を得ています。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、佐藤委員。

佐藤委員

10番、佐藤です。5月16日に、事務局の方2名と一緒に現地を確認しましたが、全ての土地が適切に管理されており問題はありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。続きまして、議案第5号、特定農地の貸付けの承認申請について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、特定農地貸付けの承認申請について、説明いたします。議案の9ページをご覧ください。

令和5年4月20日付けで、特定農地貸付けの承認申請がありました。これは、特定農地貸付けにより申請者が市民菜園を開園するものであり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、特定農地貸付けを行おうとする者は、農業委員会の承認を求めるとされていることから、承認申請があったものです。特定農地貸付けは、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の中で定められています。具体的には、1区画当たり10a未満の農地を5年以内の貸付期間で、相当数の者を対象に定型的な条件で貸し出し、利用者が営利を目的としない農作物の栽培を行うものをいいます。

申請概要は、議案に記載しているとおりで、1番、2番ともに申請者は、〇〇です。いずれの申請地も、〇〇が管理運営してきた市民菜園で、現在も開園中です。

承認にあたり審査を行う点は、4点あります。第1点が、申請地が適切な位置及び妥当な規模であること。第2点が、募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。第3点が、適正かつ円滑な実施を確保する方法であること。第4点が、申請地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこととなっております。

第1点目、位置及び規模については、集団優良農地を分断することなく、利用者の数等からみて、適切であり、第2点目、募集及び選考の方法については、広報誌に掲載するほか、チラシ、掲示等により一般公募し、抽選又は申し込み順により利用者を決定することとなっており、公平かつ適正であり、第3点目、申請地は申請者の組合員が所有する農地で、貸付け条件も違法不当でなく、適正かつ円滑な実施を確保する方法となっており、第4点目、申請地は所有権以外の権原に基づいて耕作されておらず、4つの要件を満たしています。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、2番、河野委員。

河野委員

15番、河野です。5月16日に事務局と現地調査を行いました。この2点は、従来〇〇が市民菜園として開設をしていたもので、これが、先ほどの事務局から説明のあった理由により、承認申請がされたものです。従来より市民菜園を行っており、適正に運営されています。問題ありません。

議長

それでは、その他、ご意見等がございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、2件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和5年5月16日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の変更の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

今回、変更の認定申請のありました当初の計画については、令和3年1月5日の総会に農業経営改善計画の認定について上程し、市長に意見なしと回答しましたが、新規事業としてイチゴの観光農園を開始することから、変更の認定申請があったものです。

それでは、議案の10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで。申請の詳細については11ページから16ページをご覧ください。

申請者は、現在、搾乳牛約80頭を飼養し、酪農経営を行っています。今後は、優良精液の利用により産乳能力の高い牛群への更新を行い、1頭当たりの産乳量を増加させます。併設する乳製品加工販売施設の活用、酪農体験や放牧牛とのふれあい体験の場の提供により、自社製品の消費拡大を図ります。また、ビニールハウス4棟を導入し、イチゴの観光農園を開設するとともに、従業員の待遇向上を図り、労働意欲の向上及び乳牛の飼養管理状況の改善に継続して取り組むことで、1人当たりの年間労働時間2,000時間、年間所得547万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。1番担当の加藤推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

推進委員の意見を代読します。

佐伯区湯来地区を担当しております農地利用最適化推進委員の加藤でございます。本日はよろしくお願い致します。

令和5年5月26日に吉田農業委員とともに申請者の代表者を訪問し、お話を伺いました。申請者の現在の経営状況は、配付資料に記載されていますが、昭和30年代前半から酪農経営をされており、訪問した日も大変忙しくされ、大型機械に乗られたままでお話を伺いました。

経営形態としては、主に酪農関係で、乳製品の開発、販売、農業ふれあい体験等幅広く事業されています。

出荷先、販売先等は、自社で製品加工し個別配送及びスーパー等に出荷されております。地元ボランティアにも無料にて配布されています。

今後の意気込みについてですが、経営管理の合理化を図り、放牧酪農に取り組みたい。また、搾乳牛は減少しても生産性を上げたいとのことです。

飼料等高騰により経営を圧迫する中、粗飼料を生産し、自給率を維持して自給飼料の生産維持に努めています。

今回、新しくイチゴ栽培をすることで、変更申請されました。ハウス4棟で栽培してイチゴ観光農園を開始するとのことで、農業近代化資金を利用され、農業経営をされる計画を立てておられます。現状はすでに工事は進んでいます。

地元として、申請者を応援しておりますが、特に代表者の息子さんが帰って来られ、今後後継者として頑張るって経営されるということで、応援を惜しむことなくしていきたいと思っております。

農業経営改善計画認定申請について問題ありませんのでよろしくお願い致します。

議 長

吉田委員、この他何かご意見はありませんか。

吉田委員

特にありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第7号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について説明いたします。

令和5年5月16日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の変更の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。

今回、変更の認定申請のありました当初の計画については、令和5年2月6日の総会に青年等就農計画の認定について上程し、市長に意見なしと回答しましたが、国の新たな支援事業を受けるため、変更の認定申請があったものです。

それでは、議案の17ページをご覧ください。

青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、18ページから37ページをご覧ください。

1番の申請者は、当初2年間は、コマツナを主体に生産し、安定生産出荷できるように、農業指導機関との情報交換等による栽培技術の向上や土壌改良資

材の投入による土づくりを行います。3年目から、コマツナだけでなく、ホウレンソウも取り入れ、単価や収量などのデータ比較を行いながら作付け計画を立て、経営の安定化を図ります。また、作業マニュアルを作成し、労働時間の削減や定期休暇の取得に努めます。市場だけではなく、地域の直売所への出荷やインターネットでの直接販売など販路を拡大することで、年間の労働時間2,000時間、農業所得250万7千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。

以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当推進委員のご意見をお伺いします。1番、林谷推進委員。

林谷推進委員

佐伯区湯来地区を担当しております推進委員の林谷です。本日はよろしくお願ひします。

5月30日に吉田農業委員とともに、申請者を訪問し、お話を伺いました。この4月より実地研修で就農されています。当初の2年間は計画のとおりコマツナを主体に作付けし、安定生産、出荷できるよう関係機関と、あるいは既に就農されている方々と情報交換していく中で、栽培技術の向上を図っていきたいということです。特に土づくりについては、〇〇酪農の牛糞堆肥を投入する計画で、新規就農支援金を活用し、堆肥散布車の導入をして労力軽減を図っていききたいとのことでした。通常は一人で作業していますが、土日はご両親の応援もあり、作付け、収量も順調に増加しており、土づくりの作業がかなり負担になってきているようです。しかし、まだ始めて2か月ばかりなので、できるだけ一人でやっていききたいとのことでした。地元としても申請者を応援しており、今後も地域との連携を図りながら支援していききたいと思っております。この計画の変更につきましては、問題ありません。私からの意見は以上です。

議 長

吉田委員からも他に何かございますか。

吉田委員

意見はなく、異議ありません。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、288件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第8号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明いたします。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の38ページをご覧ください。今回、1番から3番で上程している合計288筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第8号の説明を終わります。

議 長

議案第8号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。4月14日に平川推進委員と現地調査し、現況が山林であることを確認いたしました。

議 長

2番、沼田委員。

沼田委員

4番について説明します。4月に坊推進委員と現地調査をしました。いずれも農地でないと判断しました。

議 長

3番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。水本推進委員と4月に4日間かけて調査しました。なかなか大変なところで、非農地と判断しました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、288件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、88件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、50ページから53ページの27件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、54ページから61ページの41件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、62ページから63ページの9件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、64ページから65ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、66ページは、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、その他事項に入ります。

議案第9号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第9号、農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、説明します。議案の67ページをご覧ください。〇〇農地利用最適化推進委員から、体調不良のため、推進委員の活動を行うことが困難として、令和5年5月26日付けで辞任願いが提出されました。

このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条に、推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができるものと規定されていますので、この同意についてお諮りするものです。

以上で、議案第9号の説明を終わります。

議 長

議案第9号について、事務局の説明が終わりました。この同意についてお諮りいたします。辞任に同意される方は挙手をお願いします。

(委員：挙手多数)

議 長

同意が過半数と認められましたので、〇〇農地利用最適化推進委員の辞任願について同意することに決定します。

事務局から今後のスケジュールについて連絡があるとのことですので、説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

それでは、本日辞任の同意を得られましたので、今後のスケジュールについて説明します。今日は資料がありませんが、来月には日付等入った資料をお配りできると思います。今日は簡単に今後のスケジュールについて説明いたします。

7月上旬から募集を開始し、8月中旬まで募集をします。市民と市政には8月1日号に募集の記事を掲載します。7月下旬に申し込みの中間状況を公表し、8月中旬で募集を締め切った後、書類審査、選考委員会による選考を経まして、8月下旬には候補者名簿が作成出来ると思います。その後、9月5日に推進委員の選任同意案を上程し、同意を得られれば、推進委員が決定する、このような流れになります。以上です。

議 長

続きまして、5月23日に行われました家族経営協定調印式について、出席した委員から報告をお願いします。吉田委員をお願いします。

吉田委員

配付資料の1ページの資料1をご覧ください。家族経営協定調印式ですが、5月23日にJA広島市〇〇支店で行われました。家族経営協定を締結したのは〇〇くんと、〇〇くんのお母さんです。立会人は佐伯区農林課長、農林水産振興センター農業担い手課長、そして農業委員会は私です。関係機関の出席者はJA広島市〇〇支店の支店長、営農指導員、佐伯区農林課の担当者、農林水産振興センターが課長補佐と担当者でした。

私が印象に残ったのは本人が協定書を読み上げ、みんなに披露するとともに宣言をしたのが、本人の決意が確認でき、良かったと思いました。

そして、私から激励の言葉を贈りました。これまで植物や農業を深く研究し、学んだ成果は、この先必ず花開き輝くことでしょう。経営は一人ではなしえぬことで、先ずはお母さんと協力し合って互いを補い、自分の時間を効率よく設けて、青年実業家、経営者となるよう邁進し、努力してくださいと激励をしました。

彼はまだ21歳で無邪気さもありますが、パソコンもマスターしたユーモアのある現代風の好青年です。これからも応援していきたいと思います。

議 長

吉田委員、ご報告ありがとうございます。

以降の案件につきましては、事務局から報告をお願いします。

事務局（山崎主事）

続きまして配付資料3ページ、資料2をご覧ください。令和5年度第2回地区協議会開催日程についてです。日時は、令和5年7月6日木曜日から25日火曜日の間で各地区予定をしております。内容は現地調査で、利用状況調査の目合わせ、活力の就農候補地、耕作放棄地再生利用事業地、優良事例等々を予定しております。

4ページの表をご覧ください。参考として令和3年度と令和4年度の内容、集合場所を記載しておりますので、参考にご覧ください。各地区協議会の場でもお伝えしておりますが、今年度の集合場所及び内容が決まっていない地区に

については、5ページの表の下の※印に記載しておりますとおり、内容及び集合場所について、各地区協議会で意見をとりまとめのうえ、6ページの様式に記入し、6月15日木曜日までに事務局までご提出をお願いいたします。

続きまして、7ページ、資料3をご覧ください。今月の許可案件等の現地調査についてです。受付締切日は6月15日木曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日金曜日の午前は旧市、午後は安芸区、19日月曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日火曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況や各委員のご都合により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上でその他の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第7回総会を終了します。次回の総会は、令和5年7月5日水曜日午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、この後15時30分から東区役所5階講堂で農業委員、推進委員合同による研修会がありますので、よろしく申し上げます。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

ちょうど1時間、ご審議いただきましてお疲れ様でした。先ほども会長からありましたように、15時30分から、5階講堂へご集合願えればと思います。大変ご苦労様でございました。